

港長公示 第5-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月6日

清水港長

清水港第二区日の出埠頭前面海域における航泊の制限について

清水港第二区日の出埠頭前面海域において、レガッタレース等小型舟艇による「清水マリーナフェスティバル」が実施されるので、船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

1 期 間

令和5年7月16日（日）午前6時00分から「清水マリーナフェスティバル」レガッタレースが終了し、安全が確認されるまでの間（午後4時00分終了予定）

2 区 域

次のイからニの各点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域（別図参照）

イ 清水港江尻船だまり北防波堤灯台（北緯35度01.0分 東経138度29.8分）から178度1,080メートルの地点（岸線上）

ロ イ地点から 90度230メートルの地点

ハ ロ地点から180度520メートルの地点

ニ ハ地点から270度230メートルの地点（岸線上）

3 制限事項

船舶は、上記区域において航行及び停泊してはならない。

ただし、当該行事参加舟艇及び清水港長が認めた船舶を除く。

4 標 識

上記区域を明示するため、海上にオレンジ色のブイ3基、岸壁上に赤旗2流が設置される。レースが終了し安全を確認後、上記ブイ等は撤去される。

5 備 考

行事实施期間中、付近海域に警戒艇が配備される。